

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領確認を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、「AAI(一般用総合自動車保険)」・「AAP(家庭用総合自動車保険)」(以下それぞれを「AAI」・「AAP」といいます。)に関する重要事項(【契約概要】【注意喚起情報】等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(ご案内・約款)」をご確認ください。「ご契約のしおり(ご案内・約款)」は、必要に応じて弊社ホームページのe約款をご参照いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。
なお、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」は、ご契約時にe約款をご選択いただいた場合を除き、ご契約後にお届けします。(ご契約時にe約款をご選択いただいた場合は、弊社ホームページのe約款をご参照ください。)



このマークがある項目の詳細については、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」の該当箇所をご確認ください。

- ご契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(注1) ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が10台以上(他の保険会社でのご契約を含みます。)ある場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要があります。該当される場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお申し出ください。

(注2) 販売用自動車・受託自動車などの特殊なご契約をご希望される場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお申し出ください。

用語のご説明 「ご契約のしおり(ご案内・約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
ご契約のお車(被保険自動車)	保険証券に記載された補償の対象となる自動車をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。) ①婚姻意思(*)を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 (*)戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
被保険者	保険の補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。
保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いすべき事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(支払限度額)をいいます。
保険年度	初年度は保険期間の開始日から1年間、次年度目以降については、それぞれの保険期間の開始日の応当日から1年間をいいます。なお、最終年度については、その期間が1年未満であっても1保険年度とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額(自己負担額)	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(*)上の分類番号、色などに基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バスなどの区分をいいます。なお、用途車種の区分は弊社が定める区分表によるものとします。 (*)車両番号標および標識番号標を含みます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

AAIおよびAAP^(※1)の基本となる補償、ご契約条件によって自動的にセットされる主な特約(主な自動セット特約)、ご契約条件によってご希望によりセットすることができる主な特約(主な任意セット特約)は次のとおりです。

	基本となる補償 ^(※2)	ご契約条件によって自動的にセットされる主な特約(主な自動セット特約)	ご契約条件によってご希望によりセットすることができる主な特約(主な任意セット特約)
相手方への賠償に 関する補償	対人賠償責任保険		●対人賠償使用人災害特約 ^(※3)
	対物賠償責任保険		●相手車全損時臨時費用特約 ●対物事故時の自車修理10万円限度特約
自身や同乗者への補償	人身傷害保険		●人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約 ^(※4) ●介護費用特約 ●福祉機器等取得費用特約 ●人身傷害諸費用特約
	搭乗者傷害保険		●搭乗者傷害の医療保険金(入院最初7日間)の2倍払特約 ●搭乗者傷害の医療保険金(一時金払)の2倍払特約 ●搭乗者傷害の医療保険金のみ補償特約 ●搭乗者傷害の死亡・後遺障害保険金のみ補償特約
お車の補償 ご契約の	車両保険	●車両価額協定保険特約 ^(※5) ●車両保険無過失事故特約	●車両危険限定特約(エコノミーA) ●車対車事故免責ゼロ特約 ●車両臨時費用特約 ●車両新価特約 ●車両全損時復旧費用特約 ●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
	上記以外の主な特約	●被害者救済費用特約 ^(※6) ●自損事故特約 ^(※7) ●無保険車傷害特約 ^(※7) ●車上ねらい被害費用特約 ^(※8) ●他車運転特約 ^(※9) ●臨時代替自動車特約	●対歩行者等事故傷害特約 ●車内身の回り品特約 ●車両搬送費用特約 ^(※10) ●日常生活賠償責任特約 ●車両搬送時諸費用特約 ●携行品特約 ●車両搬送後レンタカー費用特約 ●経営者サポート費用補償特約 ^(※3) ●レンタカー費用補償拡張特約 ●他車運転特約(二輪・原付) ●弁護士費用等特約 ●ファミリーバイク賠償責任特約 ●自宅・車庫等損害特約 ●ファミリーバイク人身傷害特約

(※1) 記名被保険者が個人の場合にお選びいただけます。なお、対象となる用途車種は自家用8車種・二輪自動車(レンタカーまたは教習用自動車を除きます。)に限ります。

(※2) 基本となる補償は保険種類により異なります。

保険種類	基本となる補償
AAI	対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、搭乗者傷害保険または車両保険はご希望によりセットできます。ただし、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください。
AAP	対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険は必ずセットされます。搭乗者傷害保険または車両保険はご希望によりセットできます。

(※3) AAIのご契約のみが対象となります。

(※4) 記名被保険者が法人のご契約の場合(個人被保険者を設定した場合は除きます。)など、ご契約条件により自動的にセットされる場合があります。

(※5) ご契約のお車が自家用8車種(レンタカーを除きます。)で、車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。また、ご契約のお車が「自家用8車種、特種用途自動車(キャンピング車以外)、A種工作車、B種工作車、農耕作業用自動車、二輪自動車および原動機付自転車」以外(レンタカーを除きます。)で、車両保険をセットしたご契約ではご希望によりセットできます。

(※6) 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

(※7) AAIのご契約のみが対象となります。(対人賠償責任保険をセットし、かつ、人身傷害保険をセットしないご契約に自動的にセットされます。)

(※8) AAPのご契約のみが対象となります。(ご契約のお車が自家用8車種のご契約に自動的にセットされます。)

(※9) ご契約のお車が「二輪自動車および原動機付自転車」以外で、記名被保険者が個人(記名被保険者が法人の場合で、個人被保険者を設定したときを含みます。)のご契約に自動的にセットされます。

(※10) 車両保険をセットしたご契約では自動的にセットされます。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

の項目については、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」をご確認ください。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

補償内容および運転者の範囲など

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、保険種類ごとの普通保険約款・特約をご参照ください。

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
相手方への賠償に関する補償	対人賠償責任保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償責任の額について、被害者1名につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われるべき部分を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さまなどの生命または身体が害されたり、これらの方の所有、使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害など 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害 ●ご契約のお車を競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること、または競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害または傷害 など
	対物賠償責任保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車が誤って線路に立ち入り電車等を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償責任の額について、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。		
ご自身や同乗者への補償	人身傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方など ^(※1) ^(※2) が死傷した場合に、被保険者1名につき保険金額を限度に実際の損害の額 ^(※3) に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ●無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害または傷害 など 	
	搭乗者傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合に、被保険者1名ごとに所定の保険金をお支払いします。保険契約の内容（「一時金払」または「日数払」）によって医療保険金のお支払方法が異なります。		
ご契約のお車の補償		衝突や接触などの偶然な事故 ^(※4) により、ご契約のお車に損害が生じた場合に、損害の額（修理費など）から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 ●タイヤの単独損害（火災、盗難を除きます。）またはご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害（火災を除きます。） ●欠陥・摩滅・腐し・さび・その他の自然消耗、故障損害 など 	

(※1) 記名被保険者が個人の場合、「ア. 記名被保険者」、「イ. アの配偶者」および「ウ. アまたはイの同居の親族・別居の未婚の子」は、「歩行中などの車外の自動車事故」や「ご契約のお車以外の自動車（約款に定める条件を満たす自動車に限り。）に乗車中の事故」（AAPの場合は、「交通乗用具（約款に定める交通乗用具に限り。）の事故」や「駅構内などの乗降場構内の事故」を含みます。）も補償の対象となります。

(※2) 記名被保険者が個人・法人いずれの場合も、(※1)の「ア～ウ」以外の方で、「ご契約のお車に乗車中の方」には、自動車専用道路等上で、ご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合等を除きます。また、ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、同法に定める保有者・運転者も被保険者となります。

(※3) 損害の額（治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。）は、約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従って弊社が算出します。

(※4) セットする特約により補償の対象となる事故の範囲を変更することができます。後記「④主な特約の概要」をご参照ください。

(注1) 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。

(注2) 被保険者はそれぞれの補償ごとに異なります。

② 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約などをご確認ください。

③ 免責金額（自己負担額） 注意喚起情報

対物賠償責任保険・車両保険では、免責金額の設定が可能です。ご契約に適用される免責金額については、保険申込書をご確認ください。車両保険の免責金額には定額方式と増額方式（2回目以降に適用する免責金額が1回目の事故の免責金額より高額となる方式）があります。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

の項目については、「ご契約のしおり（ご案内・約款）」をご確認ください。

④ 主な特約の概要 契約概要

AAIおよびAAPの主な特約の概要は次のとおりです。

●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 任意セット特約

地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が全損（運転者席の座面を超える浸水を被った場合など、ご契約のお車の損害の状態がこの特約に定める基準に該当する場合をいいます。）となった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用として、1事故につき50万円（車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします。）をお支払いします。

●車両危険限定特約（エコノミーA） 任意セット特約

車両危険限定特約（エコノミーA）をセットする場合、車両保険のお支払対象となる事故の範囲が限定されます。

（○：補償の対象 ×：補償の対象外）

契約方式	事故の種類	他の自動車または動物 ^(※1) との衝突・接触	あて逃げ (相手自動車不明)	火災・爆発、 盗難 ^(※2) 、 騒擾 ^{しょうじょう} など	台風・洪水・ 高潮	落書・ いたずら・ 窓ガラス破損	自動車・動物 ^(※1) 以外の 物との衝突・接触、 転覆・墜落	車庫入れ ミス
一般車両保険		○	○	○	○	○	○	○
エコノミーA ^(※3)		○	○	○	○	○	×	×

(※1) 人を除きます。

(※2) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(※3) 車両危険限定特約（エコノミーA）をセットした車両保険をいいます。

⑤ ロードレスキュー・ロードレスキューミニ

ロードレスキュー・ロードレスキューミニの対象となるご契約^(※1)に該当される場合は、事故・故障などでご契約のお車が自力走行不能となったときに、「付帯サービス」をご利用いただけます。ロードレスキュー・ロードレスキューミニの主な「付帯サービス」は次のとおりです。詳しくは、「ロードレスキュー・ロードレスキューミニ」のチラシをご参照ください。

レッカー・搬送業者などの手配	ご契約のお車を搬送するレッカー・搬送業者や落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる業者を手配します。
修理後車両運搬業者の手配 ^(※2)	「レッカー・搬送業者などの手配」を利用してご契約のお車を修理工場へ搬送し、修理完了後にご契約のお車を引き取る場合、運搬業者を手配します。

(※1) ロードレスキューは、車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約をセットしたご契約が対象となります。また、ロードレスキューミニは、車両搬送費用特約をセットしたご契約（ロードレスキューの対象となるご契約を除きます。）が対象となります。

(※2) 「修理後車両運搬業者の手配」は、ロードレスキューミニではご利用いただけません。

(注) ご契約のお車を修理工場等へ搬送するための搬送費用および落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる費用は、車両搬送費用特約により補償の対象となります。また、修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地等まで運搬するために必要な費用は、車両搬送時諸費用特約により補償の対象となります。

⑥ 補償の重複 注意喚起情報

次の補償・特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約にセットされる補償・特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

●人身傷害保険 ^(※)	●弁護士費用等特約	●日常生活賠償責任特約	●携行品特約	●他車運転特約（二輪・原付）
●ファミリーバイク賠償責任特約	●ファミリーバイク人身傷害特約			

(※) 人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約をセットすることで、補償範囲を「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定することができます。

(注) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、廃車などによりご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更など）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償・特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

⑦ 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償される運転者の範囲（運転者年齢条件・運転者限定）は、次の特約により設定することができます。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●運転者年齢条件特約

右表の方の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に応じて、運転者年齢条件（年齢を問わず補償、21歳以上限定、26歳以上限定、30歳以上限定、35歳以上限定^(※)）を設定してください。

(※) AAPのみ設定できます。

(注1) AAIの場合は、ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）・二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約のときのみ設定できます（レンタカー・教習用自動車を除きます。）。また、AAPの場合は、すべてのご契約で設定できます。

(注2) ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、年齢を問わず補償および21歳以上限定のみ設定できます。

記名被保険者	運転者年齢条件が適用される方
個人	ア. 記名被保険者 イ. アの配偶者 ウ. アまたはイの同居の親族 エ. ア～ウのいずれかの方の業務に従事中的従業員
法人	すべての方

●**運転者本人・配偶者限定特約**

運転者本人・配偶者限定特約をセットし、補償される運転者の範囲を「記名被保険者およびその配偶者」に限定することで、保険料を割引くことができます。

(注) AAIの場合は、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のときのみ設定できます(レンタカー・教習用自動車を除きます。)。AAPの場合は、ご契約のお車が自家用8車種のご契約のみ設定できます。

⑧ **保険期間および補償の開始・終了時期** 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間**: 1年間(1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能)
- 補償の開始**: 保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了**: 保険期間の終了日(満期日)の午後4時

(注) お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

(3) **保険料の決定の仕組みと払込方法等** 目録 保険料と払込方法など

① **保険料の決定の仕組み** 契約概要

保険料は、補償内容、ご契約のお車の種類、補償される運転者の範囲、ご契約のお車の使用目的・記名被保険者の運転免許証の色(AAPに限ります。)などの他に、以下のような要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が9台以下(他の保険会社でのご契約を含みます。)の場合のご契約(「ノンフリート契約」といいます。)では、「1~20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度を採用しています。この制度では、保険事故の有無、件数などにより、継続契約の等級および事故有係数適用期間を決定します。 ●初めてご契約される場合は、6S等級・事故有係数適用期間0年となります。 <p>(注1) 本制度はご契約の保険期間の開始日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。 (注2) 前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に継続されない場合や、前契約が解除された場合は、7~20等級を継承することができません。</p>
複数所有新規	既に11等級以上のご契約 ^(※1) があり、2台目以降のお車を新たにご契約される場合(記名被保険者が同一のご契約のほか、その配偶者、またはこれらの方の同居の親族のご契約を含みます。)で、一定の適用条件を満たすときは、7S等級からのご契約となります。事故有係数適用期間は0年となります。
記名被保険者年齢別料率区分	記名被保険者が個人で、かつ、運転者年齢条件を「26歳以上限定」、「30歳以上限定」または「35歳以上限定」でご契約された場合は、保険期間の開始日時点の記名被保険者の年齢 ^(※2) に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。
型式別料率クラス制度	ご契約のお車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合、お車の型式ごとの保険事故の実績に基づき損害保険料率算出機構が決定した「料率クラス」を適用して保険料を算出します。「料率クラス」は原則として毎年1月1日に見直しを行っています。
保険料の割引制度	ご契約のお車・ご契約条件によって、以下のような割引が適用されます。 ・長期優良契約割引 ・新車割引 ・ASV割引 ・ハイブリッド・電気自動車割引 ・福祉車両割引 ・障害者割引 ・ノンフリート多数割引

(※1) 弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。また、弊社のご契約で保険期間が1年超の場合は、取扱いが異なります。
(※2) 保険期間が1年超の場合は、各保険年度における保険期間の開始日の応当日時点の記名被保険者の年齢に応じて、保険年度ごとに記名被保険者年齢別料率区分が適用されます。

② **保険料の払込方法** 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は、下表のとおりです。ただし、ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払 ^(※1)	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○ ^(※2)	○ ^(※2)	○
コンビニ払 ^(※3)	○	×	×
クレジットカード払 ^(※4)	○	○	×

(※1) 分割払の場合は、所定の保険料割増が適用されます(保険料分割払特約(大口)がセットされたご契約の場合、割増が適用されません。)
(※2) 初回保険料口座振替特約がセットされたご契約に限ります。
(※3) コンビニ払特約をセットすることで選択いただけます。
(※4) 保険料クレジットカード払特約をセットすることで選択いただけます。特定の代理店・扱者のみでの取扱いとなります。

(注1) 保険期間が1年でないご契約の場合、払込方法は上記と異なります。
(注2) ご契約者のお勤め先(団体)や所属されている集団を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】
 保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料の払込方法が口座振替またはコンビニ払^(※1)の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末^(※2)までに保険料の払込みがない場合、その保険料払込期日の翌日以降に発生した事故（一時払保険料または初回保険料の場合は、保険期間の開始日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(※1) コンビニ払特約をセットすることで選択いただけます。

(※2) 口座振替の場合において、保険料が払い込まなかったことについて、ご契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末と読み替えます。

(注) 保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

ご契約者および記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、黄色の網掛けがされたまたは◎の付された項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【主な告知事項】

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険の被保険者の範囲などを決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方1名(法人で使用される場合は1法人)を選んで、保険申込書にご記載ください。								
記名被保険者の生年月日 ^(※1)	記名被保険者の生年月日を保険申込書にご記載ください。記名被保険者が個人で、かつ、運転者年齢条件を「26歳以上限定」、「30歳以上限定」または「35歳以上限定」で設定しているご契約については、記名被保険者年齢により保険料が異なる場合があります。								
記名被保険者の運転免許証の色 ^(※2)	保険期間の開始日時点の記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルー、グリーン)をご確認いただき、保険申込書にご記載ください。保険期間の開始日時点の記名被保険者の運転免許証の色により保険料が異なります。								
ご契約のお車の使用目的 ^(※2)	ご契約のお車の使用実態に従って、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」の3つの区分のうち該当する使用目的を保険申込書にご記載ください。ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。								
	<table border="1"><thead><tr><th>使用目的</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>業務使用</td><td>ご契約のお車を年間を通じて^(※3)平均月15日以上業務(仕事)に使用する場合</td></tr><tr><td>通勤・通学使用</td><td>「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて^(※3)平均月15日以上、自らの通勤・通学^(※4)(※5)に使用する場合</td></tr><tr><td>日常・レジャー使用</td><td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td></tr></tbody></table>	使用目的	基準	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて ^(※3) 平均月15日以上業務(仕事)に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて ^(※3) 平均月15日以上、自らの通勤・通学 ^(※4) (※5)に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
	使用目的	基準							
	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて ^(※3) 平均月15日以上業務(仕事)に使用する場合							
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて ^(※3) 平均月15日以上、自らの通勤・通学 ^(※4) (※5)に使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								

(※1) 記名被保険者が個人で、かつ、運転者年齢条件を「26歳以上限定」、「30歳以上限定」または「35歳以上限定」で設定しているご契約に限り告知事項となります。

(※2) AAPのご契約に限り告知事項となります。

(※3) 「年間を通じて」とは、保険期間の開始日時点(保険期間の途中で用途が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

(※4) 通勤先、通学先およびこれらへの経由地(自宅の最寄り駅など)への送迎を含みません。

(※5) 「通学」とは、学校教育法に定める学校(高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・専門学校・都道府県知事の認可を得た予備校や服飾学校など)の登下校をいいます。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

 の項目については、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」をご確認ください。

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛^(※)に右図のような書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種お手続きに掲載のお申出フォームでご通知（8日以内の発信日有効）ください。
(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)
次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 質権が設定されたご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

(※) 取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日）から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

<ハガキ^(※)の記載内容>

表面[宛先]	裏面[記載事項]
1308560 東京都墨田区錦糸1-2-4 AIG損害保険株式会社 クーリングオフ係	①クーリングオフする旨のお申出 ②ご契約者住所 ③ご契約者署名 ④ご連絡先電話番号 ⑤契約申込年月日 ⑥申し込まれた保険の種類 （商品名） ⑦証券番号または領収証番号 ⑧取扱代理店名・扱者名

(※) 封書でのお申出も可能です。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

通知義務など

- ご契約後、保険申込書に記載された内容のうち、★印が付された次の項目（通知事項）に内容の変更が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① ご契約のお車の登録番号（車両番号、標識番号）、用途車種
- ② ご契約のお車のレンタカーの該当有無
- ③ ご契約のお車の教習用自動車の該当有無
- ④ ご契約のお車の使用目的<AAPのみ>
- ⑤ ご契約のお車のAEB装置の有無<ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の場合のみ>

(注) AAPのご契約において次の事項が発生した場合は、AAPのご契約でお引受けできる条件の対象外となるため、ご契約を解約し、新たにAAIでご契約いただけます。ただし、AAPと補償内容が異なる場合があります。

- ご契約のお車の用途車種を自家用8車種・二輪自動車以外に変更した場合
- ご契約のお車をレンタカーまたは教習用自動車に変更した場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

- ① ご契約のお車を入替する場合
- ② 運転者の範囲（運転者年齢条件や運転者限定）を変更する場合
- ③ ご契約のお車を譲渡する場合
- ④ 記名被保険者を変更する場合
- ⑤ ご契約者の住所または通知先を変更する場合
- ⑥ ご契約のお車の改造、高額な付属品（カーナビゲーションなど）の装着または取りはずしなどにより、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少する場合
- ⑦ ①～⑥のほか、特約の追加など契約条件を変更する場合

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項


注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

の項目については、「ご契約のしおり（ご案内・約款）」をご確認ください。

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報


 ご契約を解約される場合

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間(解約日から満期日までの残りの期間)分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(3) ご契約の中断制度

注意喚起情報

 ご契約の中断制度

「ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還」、「記名被保険者の海外渡航」などに伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が弊社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いは、ご契約の満期日または解約日の翌日から起算して5年以内に中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考える場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人

番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(5) ご契約の条件について

過去の事故の発生状況等によっては、弊社規定によりご契約条件について、ご契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。


(6) 事故が起こった場合

 事故が起こった場合のお手続について

事故が起こった場合は、直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。なお、保険金のご請求にあたっては、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

(7) その他

この重要事項説明書に記載のない次の項目については、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」をご確認ください。

 フリート契約、団体扱・集団扱、ご契約のお車の譲渡、ご契約のお車の入替、共同保険

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

 の項目については、「ご契約のしおり(ご案内・約款)」をご確認ください。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間:平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

●ご不満・ご意見のお申出は
お客さまの声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-416-652(通話料無料)
受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)>
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、IP電話からの直通電話番号は、そんぽADRセンターのホームページをご確認ください。
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

ご契約内容確認のチェックポイント

「AAI(一般用総合自動車保険)」・「AAP(家庭用総合自動車保険)」(以下それぞれを「AAI」・「AAP」といいます。)のご契約をお申込みいただくうえで、保険申込書に記載された内容がお客さまのご希望に沿ったものであることをご確認いただくため、保険申込書に「チェック」欄を設けています。この「ご契約内容確認のチェックポイント」、「重要事項説明書」、「パンフレット」などをご参照いただき、「チェック」欄の項目についてご回答くださいますようお願いいたします(フリート契約のお客さまは回答不要です。)

<チェック欄の記載について>

明細付契約の場合は、すべての明細について内容をご確認いただき、お申込み時に署名または記名・捺印いただく親保険申込書のチェック欄にご回答ください。

チェック 1 記名被保険者に関する確認

1. 「記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)」をご確認ください

記名被保険者は、「対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険などの被保険者の範囲」、「ノンフリート等級・事故有係数適用期間の継承の範囲」などを決定するための重要な事項となります。ご契約のお車を主に使用される方1名(法人で使用される場合は1法人)をお選びください。

(注1) 保険申込書の「記名被保険者」欄に記載がない場合は、ご契約者が記名被保険者となります。

(注2) 「ご契約のお車を主に使用される方」とは次のような方などをいいます。

- ご契約のお車を主に運転される方
- ご契約のお車の自動車検査証などの「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方(ただし、AAPの場合はご契約のお車を運転されない方を除きます。)

2. 「記名被保険者の生年月日」をご確認ください <記名被保険者が個人の場合はご確認ください>

記名被保険者が個人であり、かつ、運転者年齢条件を「26歳以上限定」、「30歳以上限定」または「35歳以上限定」で設定しているご契約については、「保険期間の開始日(長期契約の場合は各保険年度における保険期間の開始日の応当日)時点の記名被保険者年齢」により保険料が異なる場合がありますので、必ず保険申込書の「記名被保険者生年月日」をご確認ください。

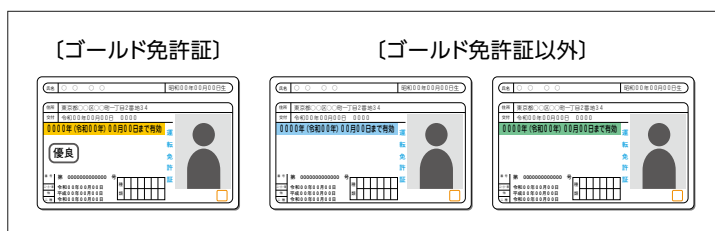
3. 「記名被保険者の免許証の色」をご確認ください <AAPをご契約の場合はご確認ください>

AAPのご契約については、記名被保険者の保険期間の開始日時点の運転免許証の色により保険料が異なりますので、必ず保険申込書の「免許証の色」をご確認ください。

*運転免許証の現物で確認させていただきます。

*有効期限が記載されている部分の帯の色をご確認ください。

(ゴールド免許証には「優良」の表示があります。)



運転免許証更新期間(誕生日の前後1か月)内に保険期間の開始日がある場合で、かつ、次のいずれかの条件を満たしているときは、保険期間の開始日時点で運転免許証の色が「ブルー」であっても、「ゴールド」とみなすことができます。

- ①運転免許証を更新すればゴールド免許証を保有できるが、保険期間の開始日時点で更新していない場合
- ②運転免許証を更新しなければゴールド免許証を保有していたが、保険期間の開始日時点で更新していた場合

チェック 2 ご契約のお車(被保険自動車)に関する確認

1. 「ご契約のお車(被保険自動車)」の内容をご確認ください

保険申込書の「被保険自動車」欄の車名・型式・登録番号・車台番号・用途車種・初度登録年月の項目についてご確認ください。なお、用途車種については、自動車検査証などに記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標など(車両番号標および標識番号標を含みます。)の分類番号、色などにに基づき弊社が判定します。

(注) 登録番号標または車両番号標に記載されている自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(自動車検査登録事務所を含みます。)が沖縄県内にある場合または標識番号標に記載されている標識番号を交付した市・町・村名が沖縄県内にある場合は、沖縄料率を適用します。

2. 「ハイブリッド・電気自動車区分」・「福祉車両区分」・「AEB装置の有無」についてご確認ください

■ハイブリッド・電気自動車区分

「ハイブリッド・電気自動車区分」は「ハイブリッド・電気自動車割引」の適用を判断するうえで重要な事項です。ご契約のお車の情報が保険申込書の「ハイブリッド・電気自動車区分」に正しく反映されているかをご確認ください。

確認方法

ご契約のお車の自動車検査証などの「備考」欄に「***ハイブリッド車」、「ハイブリッド車」もしくは燃料電池車であると記載されていること、または「燃料の種類」欄に「電気」もしくは「圧縮水素」と記載されていることをご確認ください。

<ハイブリッド・電気自動車割引>

次の条件をすべて満たす場合に、保険料を3%割引きます。

- ①ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であること。
 - ②ご契約のお車が「ハイブリッド車^(※1)」、「電気自動車^(※2)」または「燃料電池自動車^(※3)」であること。
 - ③保険期間の開始日^(※3)の属する月が初度登録年月（自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月）の翌月から起算して13か月以内であること。
- （※1）「ハイブリッド車」とは、自動車検査証等の「備考」欄に「***ハイブリッド車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車をいいます。
 （※2）「電気自動車」とは、自動車検査証等の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車をいいます。
 （※3）「燃料電池自動車」とは、自動車検査証等の「燃料の種類」欄に「圧縮水素」と記載がある、または「備考」欄に燃料電池車であることの記載がある自動車をいいます。
 （※4）長期契約の場合は、各保険年度における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。
 （注）「福祉車両割引」・「障害者割引」と重複して適用することはできません。これらの割引と重複した場合は、優先順位（〈1〉障害者割引、〈2〉福祉車両割引、〈3〉ハイブリッド・電気自動車割引）の順番に従って、いずれかの割引を適用します。

■福祉車両区分

「福祉車両区分」は「福祉車両割引」の適用を判断するうえで重要な事項です。ご契約のお車の情報が保険申込書の「福祉車両区分」に正しく反映されているかをご確認ください。

確認方法

ご契約のお車の注文書・売買契約書・パンフレットなどにより、消費税が非課税となるお車であることをご確認ください。または、ご契約のお車の自動車検査証などの「車体の形状」欄に「車いす移動車」または「身体障害者輸送車」と記載されていることをご確認ください。

<福祉車両割引>

ご契約のお車が「福祉車両^(※)」の場合に、保険料を3%割引きます。

- （※）「福祉車両」とは、消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理」（平成3年6月7日厚生省告示第130号）に規定された消費税が非課税となるお車をいいます。「車いす等昇降装置」を装備し、かつ、「車いす等の固定に必要な手段」を施したお車などが対象となります。
 （注）「ハイブリッド・電気自動車割引」・「障害者割引」と重複して適用することはできません。これらの割引と重複した場合は、優先順位（〈1〉障害者割引、〈2〉福祉車両割引、〈3〉ハイブリッド・電気自動車割引）の順番に従って、いずれかの割引を適用します。

■AEB装置の有無

「AEB装置の有無」は「ASV割引」の適用を判断するうえで重要な事項です。ご契約のお車の情報が保険申込書の「AEB装置の有無」に正しく反映されているかをご確認ください。

確認方法

ご契約のお車の注文書・パンフレットや購入元へのご照会などにより、AEB装置の有無をご確認ください。

<ASV割引>

ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、かつ、次の条件をすべて満たすご契約について、保険料を9%割引きます。

- ①ご契約のお車にAEB装置（衝突被害軽減ブレーキ装置）^(※1)が装着されていること。
 - ②ご契約のお車の型式の発売年月が、保険期間の開始日^(※2)の属する年から3を減算した年の4月1日以降であること。
- （※1）「AEB装置（衝突被害軽減ブレーキ装置）」とは、カメラやレーダーなどで前の自動車を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するため自動的にブレーキが作動する装置をいい、これに準ずるものを含みます。
 （※2）長期契約の場合は、各保険年度における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。
 （注）型式不明車など一部の自動車のご契約には、本割引を適用することができません。

3. 「ご契約のお車（被保険自動車）の使用目的」をご確認ください <AAPをご契約の場合はご確認ください>

AAPのご契約については、ご契約のお車の「使用目的」により保険料が異なりますので、必ず保険申込書の「使用目的」をご確認ください。ご契約のお車の「使用目的」は、ご契約のお車を使用するすべての方の使用実態によりご判断ください。

使用目的	基準
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて ^(※1) 平均月15日以上業務（仕事）に使用する場合
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて ^(※1) 平均月15日以上、自らの通勤・通学 ^(※2) （※3）に使用する場合
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

（※1）「年間を通じて」とは、保険期間の開始日時点（保険期間の途中で「使用目的」が変更になった場合はその時点）以降1年間をいいます。

（※2）通勤先、通学先およびこれらへの経由地（自宅の最寄り駅など）への送迎を含みません。

（※3）「通学」とは、学校教育法に定める学校（高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・専門学校・都道府県知事の認可を得た予備校や服飾学校など）の登下校をいいます。

チェック 3 運転者の範囲(運転者年齢条件や運転者限定)などに関する確認

1. 「運転者年齢条件」および「運転者限定」についてご確認ください

保険申込書記載の「運転者年齢条件」「運転者限定」がご希望どおりになっているかご確認ください。なお、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■運転者年齢条件について

運転者年齢条件が適用される方^(※1)の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に応じて、運転者年齢条件(年齢を問わず補償、21歳以上限定、26歳以上限定、30歳以上限定、35歳以上限定^(※2))を設定してください。

(※1) 記名被保険者が個人の場合は、「① 記名被保険者」、「② ①の配偶者」、「③ ①または②の同居の親族」および「④ ①～③のいずれかの方の業務に従事中の従業員」をいいます。また、記名被保険者が法人の場合は、「すべての方」をいいます。

(※2) AAPのみ設定できます。

(注1) AAIの場合は、ご契約のお車が「自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)・二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約のときのみ設定できます(レンタカー・教習用自動車を除きます。)。また、AAPの場合は、すべてのご契約で設定できます。

(注2) ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、年齢を問わず補償および21歳以上限定のみ設定できます。

■運転者限定について

運転者本人・配偶者限定特約をセットし、補償される運転者の範囲を「記名被保険者およびその配偶者」に限定することで、保険料を割引くことができます。

(注) AAIの場合は、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が「自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のときのみ設定いただけます(レンタカー・教習用自動車を除きます。)。AAPの場合は、ご契約のお車が「自家用8車種のご契約のみ設定いただけます。

2. 「障害者割引」についてご確認ください

「障害者割引」の適用条件は次のとおりです。「障害者割引」が正しく適用されているかご確認ください。

<障害者割引>

ご契約のお車が「自家用8車種^(※1)(レンタカー・教習用自動車を除きます。)」のノンフリート契約であり、かつ、保険期間の開始日において次のいずれかの条件を満たす場合に、保険料を10%割引きます。

① 記名被保険者が個人であり、かつ、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族に障害者に該当する方^(※2)が1名以上存在すること。

② 記名被保険者が「社会福祉法に基づく社会福祉法人」または「社会福祉法に基づく都道府県知事等の許可または届出により社会福祉事業を営む方」のいずれかに該当する障害者福祉施設等^(※3)の運営者であること。

(※1) ②の条件を満たす場合は、自家用バスを含みます。ただし、障害者福祉施設等^(※3)で使用される自動車のみを対象とします。

(※2) 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」または「療育手帳」(「愛の手帳」、「みどりの手帳」など別称の場合を含みます。以下同様です。)の交付を受けた方をいいます。<「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」または「療育手帳」は現物で確認させていただきます。>

(※3) 障害者総合支援法に定める障害者支援施設等をいいます。<「定款」、「設立許可証」または「指定通知」などの現物で確認させていただきます。>

(注) 「ハイブリッド・電気自動車割引」・「福祉車両割引」と重複して適用することはできません。これらの割引と重複した場合は、「障害者割引」を優先して適用します。

チェック 4 ご契約の補償内容に関する確認

ご契約の補償内容(車両保険の契約条件やその他セットする特約など)がご希望どおりになっているかご確認ください。

チェック 5 新たにご契約いただくお客さまに関する確認 <6S等級でご契約いただく場合のみご確認ください。>

■複数所有新規について

既に11等級以上のご契約^(※)があり、2台目以降のお車を新たにご契約される場合(記名被保険者が同一のご契約のほか、その配偶者、またはこれらの方の同居の親族のご契約を含みます。)で、一定の適用条件を満たすときは、7S等級を適用することができます(事故有係数適用期間は0年となります。)。既にご加入されているご契約の内容がわかる書類(保険証券など)をご用意のうえ、取扱代理店・扱者または弊社までご照会ください。

(※) 弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。また、弊社のご契約で保険期間が1年超の場合は、取扱いが異なります。

■中断制度について

中断証明書^(※)をお持ちで、一定の適用条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間や事故件数に応じた所定のノンフリート等級および事故有係数適用期間を適用することができます。中断証明書をご用意のうえ、取扱代理店・扱者または弊社までご照会ください。

(※) 弊社以外の保険会社などが発行したものを含みます。